

様式第1号(第5条関係)

横瀬町狩猟免許取得者補助金交付申請書

年 月 日

横瀬町長 様

住所
申請者 氏名 印
電話

狩猟免許取得者補助金の交付を受けたいので、横瀬町狩猟免許取得者補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 狩猟免許区分(該当する区分を○で囲んでください。)

第1種(8,000円) ・ 第2種(8,000円) ・ わな(5,000円)

3 補助金の振込先口座(申請者名義の口座に限る。)

金融機関名 : _____ 本・支店名 : _____

口座の種類 : 普通 ・ 当座 口座番号 : _____

(フリガナ)

口座名義人 : _____

4 添付書類

- (1) 狩猟免状の写し
- (2) 有害鳥獣捕獲事業への従事に関する確認書
- (3) 町税完納証明書

横瀬町狩猟免許取得者補助金交付要綱

平成 22 年 2 月 25 日告示第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、有害鳥獣による農林作物等への被害を防止するため実施する有害鳥獣捕獲事業の従事者を安定的に確保するため、当該従事者に必要な資格である狩猟免許の取得に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、横瀬町補助金交付規程(昭和 43 年規程第 1 号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狩猟免許 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法律」という。)第 39 条に規定する免許をいう。
- (2) 有害鳥獣捕獲 野生鳥獣が農林水産物等に被害を与える場合や生活環境等を悪化させる場合に、その被害を防止するため、法律で捕獲が禁止されている野生鳥獣や場所、期間であっても、環境大臣、県知事又は市町村長の許可を受けることにより行うことができる野生鳥獣の捕獲等をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、都道府県知事が実施する狩猟免許試験に合格し、当該年度中に狩猟免許を取得した横瀬町住民基本台帳に記録又は横瀬町に外国人登録している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しないものとする。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 町が実施する有害鳥獣捕獲事業に従事する意思がないと認められる者

(交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 種の狩猟免許を取得した場合 8,000 円
- (2) 第 2 種の狩猟免許を取得した場合 8,000 円
- (3) わなの狩猟免許を取得した場合 5,000 円

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、横瀬町狩猟免許取得者補助金交付申

請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請に係る狩猟免状の写し
- (2) 有害鳥獣捕獲事業の従事に関する確認書
- (3) 町税の納税証明書

2 前項の申請は、狩猟免許を取得した年度内に一度だけ申請できるものとする。

(交付又は不交付の決定)

第6条 町長は、前条による申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査して、補助金交付の可否を決定し、横瀬町狩猟免許取得者補助金交付決定通知書(様式第2号)又は横瀬町狩猟免許取得者補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 町長は、前条の補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽の記載又は不正があったとき。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。